協議第５０号

社会教育事業について

社会教育事業について、次のとおり提案する。

平成１６年1月２９日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

社会教育事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№1

協定項目番号	19-23	協定項目名	社会教育事業
調 整 方 針	1．社会教育･社会体育･文化振興に関する制度及び事業等については、現行の内容を新市に引き継ぎ、一本化すべきものと地区単位で取り組むべきものに区分して実施する。 2．文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その保存と活用に努める。 3．図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、館の連携によって相互利用が図れるよう新市において調整する。		

社会教育

1 市 4 町 の 現 況

八日市市

【公民館の管理】

設 置 数	8館 （※1）
開館時間	9:00～22:00
休 館 日	国民の祝日 12/29～1/3 （※2）

※1：8館とも地区公民館。ただし、八日市公民館は中央公民館と地区公民館の機能を併設。
※2：地区公民館は土･日曜日を休館日としているが利用は可。

【各種講座の開催】
（内容）
家庭教育･子育て支援、青少年教育、女性教育、高齢者教育、成人教育、人権教育、地域づくり等の分野で実施
（実施方法）
･市が企画･運営
･公民館と団体が企画･運営

【子どもセンター】

施 設 名	八日市市立 子どもセンター 「ひばり」
設 置 日	平成8年4月1日
開館時間	9:00～17:00
休 館 日	毎週土･日曜日 国民の祝日 12/29～1/3

（事業）
･青少年の健全育成に関すること。
･子ども相談に関すること。
･教育研究に関すること。

永源寺町

【公民館の管理】

設 置 数	1館
開館時間	8:30～22:00
休 館 日	毎月第1･3月曜日 12/29～1/3

（施設名）
永源寺町山村開発センター

【各種講座の開催】
（内容）
同 左
（実施方法）
町が企画･運営

【子どもセンター】
該当なし

※青少年の健全育成、子ども相談、教育研究に関することは、町教育委員会等で実施

五個荘町

【公民館の管理】

設 置 数	1館
開館時間	9:00～22:00
休 館 日	毎週月曜日 国民の祝日 12/28～1/4

【各種講座の開催】
（内容）
同 左
（実施方法）
町が企画･運営

【子どもセンター】
該当なし

※青少年の健全育成、子ども相談、教育研究に関することは、町教育委員会等で実施

愛東町

【公民館の管理】

設 置 数	1館
開館時間	8:30～22:00
休 館 日	毎週日曜日 12/29～1/3

（施設名）
愛東町文化センター

【各種講座の開催】
（内容）
同 左
（実施方法）
町が企画･運営

【子どもセンター】
（事業名）
えち子どもセンター
（実施）
平成13年度から3ヵ年の県補助事業
〔平成16年度は継続実施〕
（運営）
愛知郡4町輪番制
（主な内容）
･情報誌「えちっ子」の発行（年4回）

※青少年の健全育成、子ども相談、教育研究に関することは、町教育委員会等で実施

湖東町

【公民館の管理】

設 置 数	1館
開館時間	9:00～22:00
休 館 日	12/29～1/3

（施設名）
湖東町農村環境改善センター

【各種講座の開催】
（内容）
同 左
（実施方法）
（財）湖東町生涯教育振興事業団へ委託

【子どもセンター】
同 左

※青少年の健全育成、子ども相談、教育研究に関することは、町教育委員会等で実施

調整の具体的な内容

公民館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、開館時間、休館日については、合併時に調整する。

各種講座については、新市の社会教育施設等を活用して引き続き実施する。ただし、具体的な内容は、実施方法等も含めて合併時に調整する。

八日市市立子どもセンターを新市に引き継ぎ、機能及び内容については、より充実するよう新市において調整する。

※八日市市立子どもセンター
子育てに関するあらゆる相談や情報提供、教育に関する調査･研究など、子どもに関する施策を総合的に推進するため設置した施設。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

№2

協定項目番号	19-23	協定項目名	社会教育事業		
1市4町の現況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
【サマーキャンプ】 (名称) 八日市市サマービレッジ (対象者) 小学校5年生～中学生 (開催期間) 夏休み期間中の5泊6日 (募集人数) 100名 (会場) 奥伊吹青少年旅行村 (S49年～)	**【サマーキャンプ】** (名称) クリエイティブキャンプ (対象者) 小学校4年生～中学生1年生 (開催期間) 夏休み期間中の3泊4日 (募集人数) 40名 (会場) 国立青年の家 国立のと青年の家(H15)	**【サマーキャンプ】** (名称) キャンプの達人 (対象者) 小学4年生～中学生 (開催期間) 4月～11月の土・日曜日 〔平成15年度実施回数:13回〕 (募集人数) 25名 (会場) てんびんの里文化学習センター、 繖公園、近隣市町のキャンプ場	**【サマーキャンプ】** (名称) アドベンチャーキャンプ (対象者) 小学校5年生～中学生 (開催期間) 夏休み期間中の2泊3日 (募集人数) 40名 (会場) 国立青年の家 国立乗鞍青年の家(H15)	**【サマーキャンプ】** (名称) アドベンチャーキャンプ (対象者) 小学校5年生～6年生 (開催期間) 夏休み期間中の2泊3日 (募集人数) 30名 (会場) 県内外のキャンプ場 群馬県嬬恋村(H15)	**サマーキャンプについては、新市において引き続き実施する。ただし、その内容は合併時に調整する。**
【成人式】 (対象者) 年度内に満20歳を迎える市民・市出身者 (実施日) 成人の日〔1月第2月曜日〕 (内容) 新成人を祝う式典 20歳のつどい〔パーティー〕 大凧飛揚〔20畳〕 (会場) 式　　典:アピアホール つ ど い:聖徳中学校体育館 大凧飛揚:聖徳中学校グラウンド	**【成人式】** (対象者) 年度内に満20歳を迎える町民・町出身者 (実施日) 原則として成人の日 (内容) 新成人を祝う式典 新成人のつどい〔パーティー〕 (会場) 永源寺町地域産業振興会館	**【成人式】** (対象者) 同　左 (実施日) 成人の日 (内容) 新成人を祝う式典 新成人のつどい〔パーティー〕 (会場) てんびんの里文化学習センター	**【成人式】** (対象者) 同　左 (実施日) 成人の日 (内容) 新成人を祝う式典 新成人祝賀パーティー (会場) 愛東町文化センター	**【成人式】** (対象者) 同　左 (実施日) 原則として成人の日 (内容) 新成人を祝う式典 はたちのつどい〔パーティー〕 (会場) 湖東町農村環境改善センター	**成人式については、新市において引き続き実施する。ただし、対象者及び内容については次のとおりとする。** **(対象者)** **年度内に満20歳を迎える市民** **※住民登録のあるものを原則とし、希望者も参加を可とする。** **(内容)** **実施日は成人の日とし、式典のみを1ヶ所で執り行うこととする。**
【市民大学】 (名称) 八日市市民大学 (主催) 八日市市民大学運営委員会 八日市市・八日市市教育委員会 (定員) 700名〔先着順〕 (会場) 滋賀県立八日市文化芸術会館 (受講料) 市内在住・在勤(学)者:5,000円 上記以外の方:7,000円 〔8講座〕 (聴講制度) 1講座につき2,000円	**【市民大学】** 該当なし	**【市民大学】** 該当なし	**【市民大学】** 該当なし	**【市民大学】** (名称) 湖東町文化大学 (主催) 湖東町・湖東町教育委員会 (財)湖東町生涯教育振興事業団 (定員) 400名〔先着順〕 (会場) 湖東町農村環境改善センター (受講料) 3,000円〔4講座〕 ※1講座は芸術鑑賞会〔単独受講可〕 1,500円(H15)	**市民大学については、八日市市の例を基本に実施する。ただし、会場については、収容人員等を考慮しながら旧市町間で均衡が保てるよう調整する。**

社会教育

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№3

協定項目番号	19-23	協定項目名	社会教育事業		
	1 市 4 町 の 現 況				調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
社会体育	**【各種スポーツ大会】** (主な大会の名称) ・高齢者元気自慢大集合 ・レディースバレーボール大会 ・駅伝競走大会 ・市民ソフトボール大会 ・市民早朝野球大会 ・ソフトバレーボール大会 ・卓球選手権大会 ・八日市大凧杯グラウンドゴルフ交流大会 ・八日市大凧杯親善ゲートボール大会 ・元旦健康マラソン大会 ・市民体育大会 ・近畿シニアソフトボール八日市大会 ・万葉うぉーく ・スポーツフェスティバル ・スポーツ少年団軟式野球交流大会 ・スポーツ少年団バレーボール交流大会 ・スポーツ少年団ソフトテニス交流大会 ・スポーツ少年団サッカー交流大会 ・布引ダンスフェスティバル ・ウォーターカーニバル ・市民楽しく泳ごう会 ・各地区運動会	**【各種スポーツ大会】** (主な大会の名称) ・町民体育大会 ・町民ソフトボール大会 ・チャリティーゴルフ大会 ・町民駅伝競走大会	**【各種スポーツ大会】** (主な大会の名称) ・てんびんの里ふれあいウォーク ・バレーボールカーニバル ・ソフトボールフェスティバル ・あじさいスポーツフェスタ ・町民駅伝競走大会･ふれあいジョギング大会	**【各種スポーツ大会】** (主な大会の名称) ・町民スポーツフェスティバル ・グラウンドゴルフ大会 ・ビーチボール大会 ・愛の田園（まち）ウォークラリー大会 ・新春あいとう走ろう会 ・35歳以上ソフトボール大会 ・チャリティーゴルフ大会	**【各種スポーツ大会】** (主な大会の名称) ・町民運動会 ・歩け歩け大会 ・テニス大会 ・ゲートボール大会 ・キンボール大会 ・バドミントン大会 ・チャリティーゴルフ大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・バスケットボール交流大会 ・バレーボール大会 ・ビーチボール大会 ・町民卓球大会 ・柔剣道大会 ・親睦ソフトボール大会	**各種スポーツ大会については、体育協会等と協議し新市において調整する。**
	【体育指導委員】 (名称) 八日市市体育指導委員 (目的) スポーツ振興のため、住民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行う。 (定数) 25名 (任期) 2年(再任を妨げない)	**【体育指導委員】** (名称) 永源寺町体育指導委員 (目的) 同 左 (定数) 8名 (任期) 同 左	**【体育指導委員】** (名称) 五個荘町体育指導委員 (目的) 同 左 (定数) 12名以内 (任期) 同 左	**【体育指導委員】** (名称) 愛東町体育指導委員 (目的) 同 左 (定数) 6名以内 (任期) 同 左	**【体育指導委員】** (名称) 湖東町体育指導委員 (目的) 同 左 (定数) 9名以内 (任期) 同 左	**体育指導委員については、新市において設置する。**
	【総合型地域スポーツクラブ】 (名称) コミスポようかいち (設立年度) 平成14年度 (目的) 地域住民がスポーツを通して、各自の健康増進を図るとともに、相互の親睦を深め、地域コミュニティの活性化を図り、子どもから高齢者にいたるまで、それぞれが生きがいを持ち、健康で明るく豊かな生活を送ることができるまちづくりの推進を図る。 (事業) ・スポーツ活動の実施 ・イベントの開催 ・健康･体力相談 ・他の団体等が開催する大会やイベント等への参加 ・その他、クラブの目的達成のために必要な事業	**【総合型地域スポーツクラブ】** 該当なし	**【総合型地域スポーツクラブ】** 準備委員会を設立予定	**【総合型地域スポーツクラブ】** 準備委員会を設立 (平成15年度)	**【総合型地域スポーツクラブ】** 準備委員会を設立予定	**総合型地域スポーツクラブについては、地域に根ざしたスポーツ振興を図るため、新市においても設立、運営のための支援を実施する。** ※ **総合型地域スポーツクラブ** 地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味･関心、技術･技能レベルなどに応じていつでも活動でき、複数の種目が用意されているなどの特徴を持ったスポーツクラブ。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

№4

協定項目番号	19-23	協定項目名	社会教育事業		
1市4町の現況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
文化振興 **【文化祭】** (名称) 八日市市芸術文化祭 (開催時期) 毎年10月下旬～11月下旬 約1ヶ月開催 (主な内容) 主催事業 コンサート、市民オンステージ 参加団体事業 催し部門〔音楽・演劇・洋舞・文芸・伝統芸能・映像・生活文化・文化一般〕 展示の部〔美術、華道、その他〕 (名称) 地区文化祭(町民祭) (開催日) 毎年10月下旬～11月初旬の1日 (主な内容) 展示の部 各種作品展示〔公民館活動や自主学習による作品等〕 催し内容 音楽・芸能発表等	**【文化祭】** (名称) 永源寺町もみじまつり (開催日) 毎年11月第2土曜日・日曜日 (主な内容) 展示の部 各種作品展示〔町内の幼児・児童・生徒、各種団体の作品等〕 ステージ発表 演芸会・みんなのコンサート等	**【文化祭】** (名称) てんびんの里五個荘　町民文化祭 (開催日) 毎年11月3日を含む連続2日 (主な内容) 展示の部 各種作品展示〔町内の幼児・児童・生徒、各種団体の作品等〕 ステージ発表 文化協会による発表	**【文化祭】** (名称) あいとう文化まつり (開催日) 毎年11月初旬の土曜日・日曜日 (主な内容) 展示の部 各種作品展示〔町内の幼児・児童・生徒、各種団体の作品等〕 ステージイベント 演芸会・映画会等 ※あいとう芸能発表会 (開催時期) 毎年2月中の1日 (主な内容) 文化協会による発表	**【文化祭】** (名称) 湖東町文化芸術フェスティバル (開催日) 毎年10月下旬～11月3日 (主な内容) 展示の部 各種作品展示〔町内の幼児・児童・生徒、各種団体の作品等〕 ステージ発表 文化協会による発表 ※芸術鑑賞会〔文化大学の一環〕 (開催時期) 毎年10月下旬頃 (主な内容) 民俗芸能、音楽等	**新市全域を対象とする芸術文化祭については、八日市市の例を基本に実施する。** **また、八日市市における地区文化祭及び4町の文化祭については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、内容については新市において調整する。**
【美術展覧会等】 (名称) 八日市市美術展覧会 (部門) 日本画、洋画、彫塑、美術工芸、書、写真の6部門 (出品資格) 高校生以上の方で、市内在住者・在勤者・在学者及び次の近隣地域(近江八幡・神崎・蒲生・愛知・犬上・彦根)の在住者 (展示期間) 毎年11月上旬の4日間 (実施場所) 滋賀県立八日市文化芸術会館 (表彰) 八日市市芸術展覧会規程により実施	**【美術展覧会等】** 該当なし	**【美術展覧会等】** (名称) てんびんの里を描く日本画コンクール (応募作品) ・日本画〔水墨画は含まない〕の平面作品で、具象画の作品。 ・サイズは20号以上50号以内 (応募資格) 日本在住の人 (開催・展示期間) 2年に1回、1～2月頃 (実施場所) てんびんの里文化学習センター〔全作品〕、近江商人博物館特別展示室〔入賞作品のみ〕 (表彰) てんびんの里を描く日本画コンクール作品募集要項により実施	**【美術展覧会等】** 該当なし	**【美術展覧会等】** 該当なし	**美術展覧会及びてんびんの里を描く日本画コンクールについては、新市において実施する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№5

協定項目番号	19-23	協定項目名	社会教育事業

1 市 4 町 の 現 況

文化財

八日市市

【文化財】

(指定(登録)文化財)

国指定文化財	17 件
国登録文化財	2 件
県指定文化財	7 件
市指定文化財	29 件

(平成15年4月1日現在)

(埋蔵文化財)

埋蔵文化財	132 件

(平成15年4月1日現在)

【文化財の活用】

(展示)
歴史･民俗資料の展示

展示期間	期間限定(11月)
場　所	八日市駅構内
	八日市市役所

(教育普及)

名称	回数
歴史文化ｸｲｽﾞ	1回/年

永源寺町

【文化財】

(指定(登録)文化財)

国指定文化財	10 件
国登録文化財	0 件
県指定文化財	12 件
町指定文化財	14 件

(平成15年4月1日現在)

(埋蔵文化財)

埋蔵文化財	38 件

(平成15年4月1日現在)

【文化財の活用】

(展示)
歴史･民俗資料の展示

展示期間	通年
場　所	永源寺町木地師資料館

(教育普及)

該当なし

五個荘町

【文化財】

(指定(登録)文化財)

国指定文化財	10 件
国登録文化財	7 件
県指定文化財	2 件
町指定文化財	25 件
伝統的建造物群保存地区	1 ヶ所

(平成15年4月1日現在)

(埋蔵文化財)

埋蔵文化財	83 件

(平成15年4月1日現在)

【文化財の活用】

(展示)
歴史･民俗資料の展示

展示期間	通年
場　所	五個荘町歴史博物館
	五個荘町歴史民俗資料館

(教育普及)

名称	回数
古文書講座	6回/年
子どもたちの体験学習	随時

愛東町

【文化財】

(指定(登録)文化財)

国指定文化財	4 件
国登録文化財	0 件
県指定文化財	2 件
町指定文化財	28 件

(平成15年4月1日現在)

(埋蔵文化財)

埋蔵文化財	52 件

(平成15年4月1日現在)

【文化財の活用】

(展示)
歴史･民俗資料の展示

展示期間	通年
場　所	愛東町文化センター

(教育普及)

名称	回数
歴史シンポジウム	1回/年
歴史講座	2回/年

湖東町

【文化財】

(指定(登録)文化財)

国指定文化財	7 件
国登録文化財	15 件
県指定文化財	4 件
町指定文化財	27 件

(平成15年4月1日現在)

(埋蔵文化財)

埋蔵文化財	48 件

(平成15年4月1日現在)

【文化財の活用】

(展示)
歴史･民俗資料の展示

展示期間	通年
場　所	湖東町歴史民俗資料館

(教育普及)

名称	回数
子ども教室	3回/年
歴史講座	1回/年

調整の具体的な内容

文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

文化財の活用については、現行を基本に新市において実施する。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	19-23	協定項目名	社会教育事業

1市4町の現況

図書館

八日市市

【八日市市立図書館】

設置年月	昭和60年7月
延床面積	2，289㎡
蔵書数	283，805冊
貸出冊数	402，352冊
貸出者数	87，517人
開館時間	10:00～18:00
休館日	月曜日 火曜日 （祝日の場合は翌日） 国民の祝日 成人の日、海の日、敬老の日、体育の日の翌々日 毎月第4金曜日（祝日の場合は前日）【資料整理日】 12／28 ～ 1／5 特別図書整理期間
主な事業	･おはなしのじかん ･えほんのじかん ･人形劇 ･講演会 ･工作教室 ･コンサート ･おたのしみかい ･こども映画会 ･名画上映会 ･展示会 ･朗読講習会 ･広報の発行

永源寺町

【永源寺町立図書館】

設置年月	平成12年10月
延床面積	1，499㎡
蔵書数	62，616冊
貸出冊数	78，988冊
貸出者数	15，963人
開館時間	10:00～18:00
休館日	月曜日 火曜日 （祝日の場合は翌日） 国民の祝日 毎月最終木曜日 【資料整理日】 12／29 ～ 1／4 特別図書整理期間
主な事業	･おはなし会 ･おひざでだっこのおはなし会 ･人形劇 ･講演会 ･てづくり教室 ･コンサート ･こども映画会 ･大人上映会 ･展示 ･自然観測会 ･広報の発行

五個荘町

【五個荘町立図書館】

設置年月	平成元年7月
延床面積	755㎡
蔵書数	104，195冊
貸出冊数	147，722冊
貸出者数	39，142人
開館時間	10:00～18:00
休館日	月曜日 火曜日 （祝日の場合は翌日） 国民の祝日 毎月の月末（土日祝日の場合は前日）【資料整理日】 12／27 ～ 1／5 特別図書整理期間
主な事業	･おはなし会 ･人形劇 ･映画会 ･展示会 ･広報の発行

愛東町

【愛東町図書サロン】

設置年月	昭和62年6月
延床面積	276㎡
蔵書数	56，430冊
貸出冊数	15，925冊
貸出者数	3，868人
開館時間	10:00～21:00 12月～3月　10:00～18:00 月曜日のみ　8:30～12:00
休館日	月曜日の12時から 火曜日 国民の祝日 12／28 ～ 1／5 特別図書整理期間
主な事業	･おはなし会 ･ビデオ会 ･講演会 ･七夕まつり ･BOOKパーティー ･年賀状展 ･百人一首大会

湖東町

【湖東町立図書館】

設置年月	平成5年3月
延床面積	1，733㎡
蔵書数	102，804冊
貸出冊数	110，216冊
貸出者数	24，949人
開館時間	10:00～18:00 木曜日のみ　10:00～20:00
休館日	月曜日 火曜日 （祝日の場合は翌日） 国民の祝日 毎月最終金曜日 【資料整理日】 12／28 ～ 1／4 特別図書整理期間
主な事業	･おはなし会 ･紙芝居 ･人形劇 ･講演会 ･おはなし講習会 ･工作教室 ･コンサート ･こども映画会 ･展示会 ･広報の発行

調整の具体的な内容

開館時間は、10時から18時とする。ただし、愛東町･湖東町の夜間開館は現行のとおりとし、平成17年度中に利用状況を考慮し、検討･調整する。

休館日は、合併時までに調整する。

図書館事業については、地域性を考慮し、新市において調整する。

資　料　1

協　議　事　項	社会教育事業	協定項目No.	19‐23

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針　〔抜粋〕
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	(青少年の健全育成に関すること) ○新市において事業全般のあり方を調整する。 (集会所等に関すること) ○現行のまま新市へ引き継ぐ。 (文化財に関すること) ○町指定文化財は、新市に引き継ぐ。 (その他社会教育事業に関すること) ○当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。
さいたま市	新設	浦和市 大宮市 与野市	○社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないよう再編する。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	(生涯学習事業) ○町立公民館は、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ○町立図書館は、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ○町立歴史民俗資料館は、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ○その他の町立社会教育施設及び社会体育施設は、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ○学校施設の開放は、これまでの経緯を踏まえ、新市においても引き続き取り組みます。 ○各法令委員の定数及び任期は、合併時に調整します。 ○青少年育成に関する事業は、現行を基本として新市に引き継ぐこととします。 ○社会教育関係団体等への補助金等は、確認された調整方針に基づき調整します。 ○公民館の各種事業は、これまでの経緯を踏まえ、新市においても引き続き取り組みます。 ○成人式は、統合して実施します。 ○(財)あいの土山文化体育振興会及び(財)甲賀創建文化振興事業団は、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ○各町で実施しているその他の生涯学習事業は、継続して実施します。 ○社会教育主事は、新市において引き続き実施します。 (文化財関係事業) ○新市の文化財保護条例については、文化財保護法及び滋賀県文化財保護条例に準拠し、協定項目「条例、規則等の取扱い」の調整方針に基づき合併時に調整します。 ○文化財保護事業の補助制度については、協定項目「補助金、交付金等の取扱い」の調整方針に基づき、調整します。 ○既存の文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ○開発等から埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財調査要綱及び調査体制を合併時に調整します。